

金商法、顧客に対する誠実義務等が施行

2025/10

2023 年 11 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対して、顧客等に対する誠実義務の規定が、2024 年 11 月 1 日から、金融商品取引契約の締結前等における顧客に対する書面交付義務について電磁的方法を含む情報提供義務に変更の規定が 2025 年 4 月 1 日からそれぞれ施行された。以下にその要点を解説する。

1. 誠実義務・最良執行義務

金融機関の基本的姿勢に関わるものとして、金融機関は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない（「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」2 条 1 項）、顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めて公表し、これに従って注文を執行しなければならない（金融商品取引法（以下、法）40 条の 2）。

最良執行義務に関しては、金融商品取引所に上場されている有価証券の売買等に関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ顧客に対し、当該取引に係る最良執行方針等に係る情報を提供しなければならない、執行後に顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従って執行された旨を説明に係る情報を提供しなければならないとされている（法 40 条の 2 第 4 項、5 項）。

なお、2023 年金融商品取引法等の改正により、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（「改正金サ法」）第 2 条において、金融商品取引業者に限らず、横断的に、金融サービスを提供する事業者及び企業年金等の実施者に対して「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」義務が新設され、2024 年 11 月 1 日に施行された。これに伴い、同趣旨の既存の金融商品取引法 36 条 1 項の誠実義務の規定が削除された。

2. 情報提供義務

金融機関が金融商品である「特定預金等」（銀行法 13 条の 4、同施行規則 14 の 11 の 4。外貨預金など）の契約を締結しようとするときには、あらかじめ顧客に対し、当該取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じることとなるおそれ等その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない（銀行法 13 条の 4、法 37 条の 3）。情報提供は、書面（契約締結前交付書面）の交付又は（顧客の承諾を得

たうえでの) 電磁的方法による提供、のいずれの方法も認められる(金融商品取引業等に関する内閣府令 79 条)。

また、契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、当該契約に関する事項の情報提供をしなければならない(銀行法 13 条の 4、法 37 条の 4)。情報提供は、書面(契約締結時交付書面)の交付又は(顧客の承諾を得たうえでの)電磁的方法による提供、のいずれの方法も認められる(金融商品取引業等に関する内閣府令 98 条の 2)。

なお、令和 5 年金融商品取引法等の改正により、法 37 条の 3 及び法 37 条の 4 が改正され、契約締結前及び締結時における顧客に対する従来の書面交付義務が、(顧客の承諾を得たうえでの)電磁的方法を含む情報提供義務、に改められることとなり、2025 年(令和 7 年)4 月 1 日より施行された。また、同改正によって、契約締結前に顧客に対し情報の提供を行うときは、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならないこととされた(法 37 条の 3 第 2 項)。